

国民年金保険料は 4月から15,040円になります

国民年金保険料が平成25年4月分から60円引き上げられ、月額15,040円になりました。

保険料の納付は、便利で安心、確実な口座振替の利用をお勧めします。口座振替だと、金融機関等へ行く手間と時間が省け、納め忘れの心配もありません。

さらに、前納制度を利用していただくと、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、割引になり大変お得です。詳しいことは佐賀年金事務所または保険年金係へお尋ねください。

■問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎31-4191
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

4月から「神経内科」の診療を開始します

■問い合わせ 多久市立病院 ☎75-2105

市立病院では4月から新たに「神経内科」を開設し、神経内科の非常勤医師（佐賀大学）による診療を行います。

診療日 毎週水曜日

診療時間 14時～17時15分（受付時間 14時～16時）

神経内科は主に脳梗塞の診断と治療、認知症の早期診断と治療、パーキンソン病、脳神経疾患などの診断と治療を専門とする内科です。

次のような症状の方は、診察にお越しください。

- ①最近人の名前や、物をどこに置いたのか思い出せないなど「もの忘れ」が多くなったと感じる方、認知症を心配される方
- ②慢性的な頭痛や目まい、片側の手足のしびれ、物が二重に見える、片目が見えない、片側の顔面が下がる、言葉が出にくいなど脳梗塞を心配される方
- ③脳卒中発症後の慢性期の方

詳しくは、市立病院に問い合わせください。

予約制による 年金相談のご案内

佐賀年金事務所では、予約による年金相談を行っています。年金相談はまず予約をしてからご利用ください。また、4月から第2土曜日の休日年金相談は完全予約制となりました。

◆予約時間帯（30分単位）

12時から13時の時間帯は除きます。

平日（月～金）9時～16時30分

月曜日（月曜日が休みの場合は翌日）

9時～18時30分（延長相談）

第2土曜日 9時30分～15時30分

（完全予約制）

◆場所・予約申込電話番号

佐賀年金事務所 ☎31-4191

（佐賀市八丁畷町1-32）

※多久市役所で行っている社会保険・年金相談もご利用ください。日程は29ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税

特別徴収の方は4月から仮徴収が始まります

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

■保険料（税）の特別徴収の方法

新しい年度になってしばらくは、保険料の算定の基になる市民税の課税、非課税の別や、所得金額が確定しないため、年間の保険料を決定することができません。このため、年金天引きされる特別徴収の方は、4・6・8月を仮徴収として平成25年2月分と同額を、暫定で年金から天引きし、10月分以降で1年分の調整をします。

■「仮徴収額決定通知書」を送付

平成25年4月から特別徴収が新たに始まる次の方には、保険料（税）の「仮徴収額決定通知書」を送付します。

- ・平成24年8月2日から10月1日までに後期高齢者医療制度に加入された方
- ・国民健康保険の世帯主が、平成24年8月2日から10月1日までに65歳となり、国保加入者全員が65歳となった世帯

普通徴収（納付書や口座振替で納付）の方は、6月からの納付となります。